

京都市訓令甲第38号

教育委員会事務局

高等学校

京都市立高等学校授業料免除審査規程の一部を次のように改正する。

平成19年3月30日

京都市長 梶本頼兼

第2条第1項中第1号を削り、同項第2号中「寡婦等」を「母子及び寡婦福祉法第6条第1項に規定する配偶者のない女子又はこの者と同様の事情にある配偶者のない男子」に、「280,000円」を「180,000円」に改め、同号を同項第1号とし、同項第3号を同項第2号とする。

別表4人の項中「3,250,000」を「3,230,000」に改め、同表5人の項中「3,670,000」を「3,590,000」に改め、同表6人の項中「4,160,000」を「4,060,000」に改め、同表7人以上の項中「4,160,000円」を「4,060,000円」に、「490,000円」を「470,000円」に改める。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部調査課)